

【浦宿 15 号線外道路改良工事に適用】

低入札価格調査における数値的判断基準

1 数値的判断基準

数値的判断基準として、直接工事費と共通仮設費の相当額に対応した純工事費基準、現場管理費相当額に対応した現場管理費基準及び一般管理費相当額に対応した一般管理費基準を設定し、いずれかを満足しない場合は、調査対象者の行った入札を「公正な入札を妨げるおそれがある入札」として、調査対象者を落札不相当とする。

数値的判断基準

有効入札者数	1～2者	3～4者	5者以上
失格判断基準額 1 (純工事費基準)	適用外	全入札者の純工事費相当額の平均額×0.97	全入札者から純工事費相当額の最高金額の1者と最低金額の1者を除外した入札者の純工事費相当額の平均額×0.97
		入札者の純工事相当額が、設計額の純工事相当額を上回る場合については、設計額の純工事相当額に置き換える。	
		入札者の純工事費相当額が、設計額の純工事費相当額に90%を乗じた額を下回る場合については、設計額の純工事費相当額の90%に置き換える	
失格判断基準額 2 (現場管理費基準)	設計額における現場管理費相当額×0.85		
失格判断基準額 3 (一般管理費基準)	設計額における一般管理費相当額×0.63		

注1：失格判断基準額1・2・3は、千円未満切り捨て。

注2：失格判断基準額1・2・3は、入札者の各相当額が下回った場合、落札不相当。

(参考)

調査基準価格 (千円未満切り捨て)

設計額における直接工事費×0.97+設計額における共通仮設費×0.90
+設計額における現場管理費×0.90+設計額における一般管理費×0.68

ただし、その額が設計額に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあつては設計額に10分の9.2を乗じて得た額とし、設計額に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては設計額に10分の7.5を乗じて得た額とする。